## 大気汚染防止法における硫黄酸化物の排出基準

大気汚染防止法における硫黄酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設の種類によらず、次の式により算出された値を許容限度として排出規制がなされている。

 $Q = K \times 10^{-3} \times He^2$ 

Q:硫黄酸化物の許容排出量 (単位 m³N/h)

K:地域毎に定める定数 北九州市・苅田町(新設施設) 1.75、大牟田市(新設施設) 2.34

北九州市·大牟田市·苅田町(既設施設) 3.5

福岡市8.76、久留米市13.0、その他の地域17.5

※ 既設施設とは、S49.4.1 以前に設置されたものをいう。

He: 下式で求めた煙突の有効高さ (単位 m)

He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)

 $Hm = 0.795\sqrt{(OV)} \div (1+2.58/V)$ 

……速度による上昇分

Ht=2.01×10<sup>-3</sup>Q(T-288)×(2.30logJ+1/J-1) ……温度による上昇分

 $J = (1/\sqrt{(OV)}) \times (1460-296V \div (T-288)) + 1$ 

Ho:排出口の実高さ(m)

Q:温度 15°C における排出ガス量(m³/秒)

V:排出ガスの排出速度(m/秒)

T:排出ガスの温度(絶対温度)

硫黄酸化物の排出量は、次のいずれかの方法により算出された量として表される。

- ① 日本産業規格 K0103 に定める方法により硫黄酸化物濃度を、日本産業規格 Z8808 に 定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
- ② 日本産業規格 K2301、日本産業規格 K2541-1 から 2541-7 まで又は日本産業規格 M8813 に定める方法により燃料の硫黄含有率を、日本産業規格 Z8762-1 から 8762-4 に 定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
- ③ 環境大臣が定める方法(昭和57年環境庁告示第76号)